

令和2年第10回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年10月19日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年10月19日	午前10時00分
	閉 会	令和2年10月19日	午前10時29分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

7 番	具志堅 正 英	8 番	仲宗根 須磨子
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	総 務 課 長	仲宗根 章
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

10月19日（月） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第19号	専決処分の報告について〈満名川線道路改良工事（その1）〉 (報 告)
4	報告第20号	専決処分の報告について〈第二浜川橋橋梁整備工事（A1橋台）〉 (報 告)
5	報告第21号	専決処分の報告について〈瀬底島一周線道路改良工事（その5）〉 (報 告)
6	議案第80号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて (議案説明・審議・採決)
7	議案第81号	議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について〈健 堅本部落線道路改良工事（R2-1）〉 (議案説明・審議・採決)
8	議案第82号	議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について〈伊 野波橋橋梁整備工事（上部工）〉 (議案説明・審議・採決)

○ **議長 石川博己** ただいまから令和2年第10回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 具志堅正英議員及び8番 仲宗根須磨子議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月19日限りの1日間にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日10月19日限りの1日間に決定しました。

日程第3．報告第19号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和2年第10回本部町議会臨時会におきまして、3件の報告と3件の議案を提出してございます。その内訳は、専決処分の報告についてが3件、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について1件、議員の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてが2件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長並びに担当課長が説明を行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 石川博己** 建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** おはようございます。報告第19号についてご説明いたします。

報告第19号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第2回本部町議会（臨時会）で議案第7号をもって議決をされた、「満名川線道路改良工事（その1）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和2年10月19日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、満名川線道路改良工事（その1）について、契約金額「8,965万円」を「8,703万6,400円」に変更し改定契約を締結する。令和2年9月16日、本部町長 平良武康。

次のページ2枚が変更箇所対照表となっております。

2枚めくりまして報告第19号資料の図面をご覧ください。この事業は北部振興策事業でありまして、本部小学校前から200メートルの工事になります。主な変更の要因としましては、当初の設計断面では側溝の下へ水道管の敷設を予定していましたが、維持管理を行う上で不都合が生じ

るため側溝を車道部へスライドさせて、空いたスペースへ水道管の敷設を行うこととしました。その結果、置換え材であるスーパーソルの数量が減となり、工事金額が減額となりました。減額が261万3,600円の減額になっております。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 すみません、工事とか全く素人でありまして、スーパーソルというのはどういったことでしょうか、説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 2番、崎浜議員にご説明いたします。

スーパーソルというのはガラスリサイクル工場でできるガラスの軽量化したもので、軟弱地盤では普通に切込み破石とか使うんですけれども、満名川線はあまりにも軟弱すぎて軽量なもので置き換えなさいということがあったので、それでスーパーソルというものを使用しております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第19号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4. 報告第20号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第20号についてご説明いたします。

報告第20号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第2回本部町議会（臨時会）で議案第8号をもって議決をされた、「第二浜川橋橋梁整備工事（A1橋台）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和2年10月19日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、第二浜川橋橋梁整備工事（A1橋台）について、契約金額「5,005万円」を「5,401万7,700円」に変更し改定契約を締結する。令和2年9月28日、本部町長 平良武康。増額が396万7,700円になっております。

次のページが変更箇所対照表となっております、次のページの報告第20号資料、A3の橋梁一般図をお開きください。赤い太枠で囲まれているところが、今回の工事の施工箇所となっております、この事業は北部振興策事業でありまして、工事場所は伊野波橋の橋梁整備工事に隣接するところになります。主な変更の理由としましては、クローラークレーンの運搬組立解体について、仮架橋工と現場打合せ杭工を同一業者、同一機械で計画していましたが、業者及び機械が異なったため、1回のを3回になるもので増額変更となっております。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第20号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第5. 報告第21号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第21号についてご説明いたします。

報告第21号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第8回本部町議会(臨時会)で議案第50号をもって議決をされた、「瀬底島一周線道路改良工事(その5)」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和2年10月19日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、瀬底島一周線道路改良工事(その5)について、契約金額「6,373万700円」を「6,325万円」に変更し改定契約を締結する。令和2年9月28日、本部町長 平良武康。48万700円の減額になっております。

次のページ、変更箇所対照表になっておりまして、次のページ、報告第21号資料のA3の位置図をお開きください。この事業も北部振興策事業でありまして、赤丸で囲まれているところが変更箇所になっております。

次の報告のA3の図面が変更箇所対応の排水路3の平面図になっております。主な変更の理由としましては、岩掘削の数量が設計数よりも減になったため、減額となりました。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第21号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第6. 議案第80号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第80号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和2年10月19日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、指定感染症にかかる防疫措置に従事した職員について、厳しい勤務環境の中で業務にあたることとなるため、特殊勤務手当を改正し、支給する必要がある。これがこの議案を提案

する理由でございます。

今回は、主に新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の条例改正でございます。現在、沖縄県が北部地域におきまして新型コロナウイルスに感染した住民を一時的に宿泊施設にて療養してもらい、その方の健康管理を行うための施設の選定に入っております、その施設との協議を今進めているところであります。これは北部地域においてです。その宿泊施設での療養中の健康管理等の業務の一部を北部市町村の職員が担う予定をしております。その施設での勤務が特殊な勤務となるため、今回特殊勤務手当の改正を提案しているところでございます。

それでは議案の4枚目をお願いします。新旧対照表で1/2ページ、2分の1と書いております。横の新旧対照表ですね。現行を説明させてください。右側の現行。現行の条例におきましても伝染病防疫作業手当というのがございます。その手当の改正でございます、現行第5条におきまして、伝染病防疫作業手当は、伝染病防疫に従事する職員が伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の作業に従事したとき、これは人に係る部分でございます。が一つ、それと又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときは支給すると。家畜の部分と人の部分が分かれております。現行では両方とも1日につき300円の支給をするということで条例になっております。沖縄県におきまして、県の条例で改正が行われております。それに併せまして本町も改正するものでございます。

一番最後のページをお願いします。6枚目でしょうか。一番最後のページの縦、右上に議案第80号参考資料と書いてありまして、伝染病防疫作業手当の一覧でございます。これが今回改正を予定しているものであります。6項目ありまして、1から4までが人に係る分、5から6が家畜に係る分でございます、まず1番目の施設において伝染病感染の患者等の身体に接触して行う4時間以上の作業。その患者に直接接触して行う作業については1日につき4,000円、それが4時間未満の場合は2,400円になります。3番目、第1号及び第2号の規定以外の行う4時間以上の作業、これは身体に直接接触することなく、その指定された施設等で業務する場合は4時間以上の場合は3,000円、4時間未満の場合は1,800円、直接接触するか触れないかで勤務手当が変わりますということです。家畜は5番目、家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業ということで、家畜のと殺、死体の焼却若しくは埋却、畜舎等の消毒が1日380円、それ以外のものが290円でございます。そのように改正を、県の条例に併せて本町も改正をお願いしているところでございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この80号資料の中において、施設においてという。この施設というのは病院、それから介護施設、そのほかにもありますか。

○ 議長 石川博己 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 7番、具志堅議員にご説明いたします。

この場所ですが、現在、先ほど総務課長から話がありましたホテル等ですね、軽症者を今療養するための宿泊施設を県のほうが調整しておりますので、そのホテルに派遣することを現在想定しております。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 まあ、何と言うんですか、これは治療とかのためのホテルでの療養の作業のあれだと思いますけれども、もしも不幸にして亡くなった場合、葬祭場とか火葬場とかの施設における作業等にも適用するのか伺いたいんですけれども。

○ 議長 石川博己 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 現在は病院とかホテル等を想定しておりまして、葬祭場等での作業については、現在のところは想定しておりません。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第80号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第80号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第81号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について。令和2年第5回本部町議会（臨時会）の議案第33号の議決を経て工事請負契約を締結した健堅本部落線道路改良工事（R2-1）について、下記のとおり契約内容の一部を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。記、契約金額を「6,325万円」から「8,107万7,700円」へ変更すること。令和2年10月19日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、工事の設計変更に伴う変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。変更箇所対照表になっておりまして、その次のページの平面図を

ご覧ください。この事業は、ハード交付金事業になります。工事場所は、全体平面図の右側になります。変更の主な要因としましては、工事起終点の用地買収が完了したので、起点側30メートルと、終点86メートル、合計116メートルの追加契約を行いたいと考えております。変更金額が1,782万7,700円の増額となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この追加分のあれは、同じ業者に追加契約するということですか。それとも再度入札を行うんですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 7番、具志堅議員にご説明いたします。
同じ会社と契約します。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第81号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第81号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第82号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第82号についてご説明いたします。

議案第82号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について。令和2年第6回本部町議会（定例会）の議案第45号の議決を経て工事請負契約を締結した伊野波橋橋梁整備工事（上部工）について、下記のとおり契約内容の一部を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。記、契約金額を「1億4,179万円」から「1億5,002万200円」へ変更すること。令和2年10月19日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、工事の設計変更に伴う変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。823万200円の増額となっております。

次のページが変更箇所対照表になっておりまして、次のページのA3の図面で説明します。この事業は、社会資本整備総合交付金、社総金になります。工事場所は、満名川線の第二浜川橋の

橋梁工事に隣接しているところになります。青色の部分が当初発注分でありまして、今回両サイドの黄色の部分のすり付け部の施工と、赤色の仮設道路（仮橋）の撤去を変更で追加したいと考えております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第82号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第82号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第10回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第10回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前10時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 具志堅 正 英

本部町議会議員 仲宗根 須磨子